

慶弔金支払い基準

第1条 目的

会員が死亡した場合、会として弔意をあらわす目的で、会財政より弔慰金を支給するためにこの基準を定める。

第2条 適用

会員が死亡した場合は、下記の金額を支給する。

1.会員死亡の場合、会より弔慰金(¥5,000)を支給する。

第3条 附則

1.当基準にないこと及び当基準では処理が不可能な場合は、基準の精神に基づいて運営委員会で決定する。

2.当基準の改廃は、運営委員会で決定する。

3.会員死亡の場合、会員への連絡は次の通りとする。

山行中の死亡…全会員

その他の死亡…運営委員,同期会員、山行仲間

2004年3月28日 制定

2007年3月25日 改定